



平成 19 年 2 月 13 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア ル プ ス 技 研
代表者の役職名 代表取締役社長 池 松 邦 彦
(コード番号 4 6 4 1 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役経営企画部長 山 崎 國 秀
T E L 0 4 2 - 7 7 4 - 3 3 3 3

当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の導入について

当社は、本日開催の取締役会において、本年 3 月 23 日開催の当社定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)における株主の皆様のご承認を条件に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量取得行為に関する対応策(以下「本プラン」といいます。)を導入することを決定いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

なお、本定時株主総会への付議に関しましては、取締役 7 名全員ならびに社外監査役 2 名を含む監査役 4 名全員が賛同しております。

記

1. 本プランの概要

本プランは、当社株式の大量買付が行なわれる場合の手続きを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、買付者との交渉の機会を確保することにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

具体的には、当社の発行済株式総数の 20%以上となる株式の買付または公開買付を実施しようとする買付者には、必要な情報を事前に当社取締役会に提出していただきます。当社取締役会の決議により設置する独立委員会は、外部専門家等の助言を得て、買付内容の評価・検討、株主の皆様への情報開示と取締役会が提案した代替案の開示、必要に応じて買付者との交渉等を行ないます。買付者が本プランの手続きを遵守しない場合や、当社の企業価値・株主共同の利益を侵害する買付であると独立委員会が判断した場合は、対抗措置の発動(買付者等による権利行使は認められないとの行使条件を付した新株予約権の無償割当ての実施)を取締役会に勧告し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保いたします。

2. 本プランの特徴

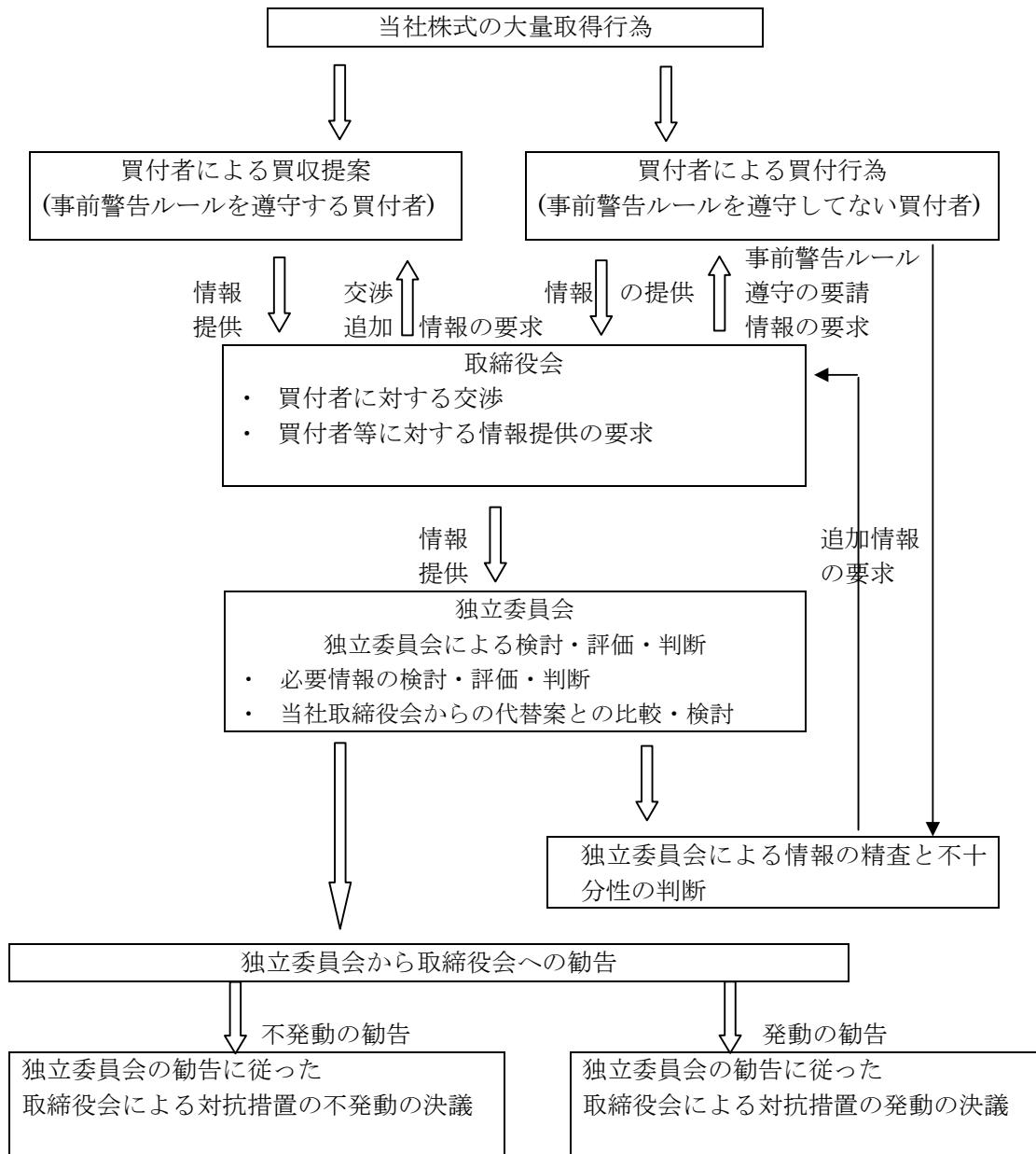
本プランは、以下のとおり合理性、透明性の高い仕組みにしており、株主の皆様の意思をより反映しやすくしております。

- (1) 本プランは、本年 3 月 23 日開催の定時株主総会における株主の皆様のご承認の下、導入することといたします。
- (2) 本プランに基づく対抗措置は、発行済株式総数の 20%以上となる株式の買付または公開買付が行なわれようとする場合に限り、発動することといたします。

- (3) 本プランに基づく対抗措置を発動するためには、当社取締役会が設置する独立委員会の勧告に基づくこととなります。
- (4) 独立委員会は、独立性の高い4名の社外監査役及び有識者から構成されます。
- (5) 独立委員会の判断の透明性を高めるため、決定内容その他株主の皆様に参考となる資料については、原則として速やかに開示いたします。
- (6) 本プランに基づく対抗措置である新株予約権の無償割当ての具体的な内容は、別紙2に詳細を定めています。
- (7) 当社取締役会は、いつでも本プランを廃止することができます。
- (8) 本プランの有効期間は、3年といたします。

当社株式の大量取得行為に関する対応策

※本対応策は、あくまでも本プランの理解に資することのみを目的として、参考に作成されたイメージ図であります。



1 頁から 2 頁までに記載の内容は、あくまで本プランに対するご理解をいただくことのみを目的に参考として記載しております。本プランの詳細については、次頁以降をご参照ください。

3. 当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の導入について

(1) 当社の株主の在り方に関する基本方針

(会社法施行規則第 127 条(平成 18 年法務省令第 12 号)にいう、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針)

当社の株主の在り方について、当社は、公開会社として株主の皆様が所有する当社株式は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えております。従って、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様の意思に基づき行なわれるべきものと考えております。

しかし、当社株式の大量取得行為や買付提案の中には、

- ① 買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、
- ② 株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、
- ③ 当社に、当該買付に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われるもの、
- ④ 当社株主に対して、買付内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供することなく行なわれるもの、
- ⑤ 買付の条件等(対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法の適法性等)が当社の本源価値に鑑み不十分または不適当なもの、
- ⑥ 当社の持続的な企業価値増大のために必要不可欠な従業員、顧客を含む取引先、債権者などの利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらすものも想定されます。

このような大量取得行為や買付提案を行なう者は、例外的に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えております。

(2) 基本方針の実現に資する取組み

当社は、投資家の皆様に長期的に当社に投資を継続していただくために、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させる取組みとして、次の施策を実施しています。これらの取組みは、上記(1)の基本方針の実現に資すると考えております。

① 「5ヵ年計画」による企業価値向上への取組み

当社は、昭和 43 年創業以来製造業のイコールパートナーを目指し、「社会や企業の発展も技術開発も、人と人の心のつながりが基本である」との意味をこめた、『Heart to Heart』の経営理念に基づいて、製品の開発・設計分野において優れた技術力の提供とソリューションの提案によって高い付加価値を生み出し、日本の製造業の発展を支える技術者派遣企業として成長してまいりました。

当社は、平成 15 年に第 8 次 5 カ年計画を策定し、「新たな企業価値を創造する」をメインテーマに掲げ、「事業価値」「人間価値」「社会価値」という 3 つの観点から経営課題を整理し、新たな企業価値の創造を機軸として、活力ある企業風土を復興とともに時代の変化にスピーディかつフレキシブルに対応できる組織体制を構築し、役職員の役割と責任を明確化し、3 つの価値の課題を発見し解決していくことによって企業価値の総合的な向上によって、企業価値・株主共同の利益を図るものであります。

第 8 次 5 カ年計画の要旨は、次のとおりであります。

「事業価値の向上」=顧客との WIN-WIN 関係構築による収益力の向上

「会社とは事業を通じて価値を創造していくものである」という基本に立ち戻り、市場のニーズを的確に捉え、「ソリューション提案型ビジネス」を推進することにより、顧客・当社双方にメリットのある高付加価値サービスを提供し収益力を高めることを目指してまいります。また、新規人材ビジネス及び海外事業の推進により収益基盤の多様化を図ってまいります。

「人間価値の向上」＝自律・自立型社員への成長

社員のキャリア開発のステップを明確化し人事制度との連携を深めることによって、個々の社員のモチベーションの向上を図り、また、高度技術の習得と合わせ人間的側面からの教育とサポートを強化し、自律・自立した起業家型社員を育成してまいります。

「社会価値の向上」＝コーポレートガバナンス・コンプライアンスの取り組み等強化

企業として社会的責任を果たすため、当社は社会を構成する一員であることを再認識し、法令をはじめ、各種の社内規程・マニュアルを遵守し、倫理に基づいた行動・活動を行なってまいります。また、内部統制システムの整備、ISO14001の取組みや、経営のリスクに対応するためのリスクマネージメントへの対応、また、PR・IR活動を通じて情報開示（ディスクロージャー）を積極的に進め企業の透明性を高めてまいります。

第8次5ヵ年計画に基づく、具体的な施策として当社グループの企業価値を高めるため、「採用力の強化による優れた人材の確保」、「技術者育成支援システムの導入・実施」、「教育研修の充実による技術力・人間力の向上」を図り、お客様の量的・質のご要望にお応えするとともに、技術者とお客様の最適な組み合わせによる高付加価値サービスの提供を進めております。

② コーポレート・ガバナンスの強化による企業価値・株主共同の利益向上への取組み

当社は、「Heart to Heart」の経営理念に基づいて経営活動を行ない、広く社会から期待される企業となるべくコーポレート・ガバナンスの充実を経営の最重要課題の一つとして位置づけております。経営の透明性及び効率性を確保し、ステークホルダーの期待に応え、企業価値を増大させることができることが、コーポレート・ガバナンスの基本であると認識しております。

当社は、企業価値・株主共同の利益の向上を図るための取組みとして、株主の皆様に対する経営陣の責任を明確にするため、取締役の任期を1年としております。

また独立性の高い社外監査役を含めた監査役の監査により、取締役会の意思決定・監督機能の強化を図っております。

当社は、以上のような諸施策を実行し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図っていく所存であります。

(3) 買収防衛策導入の目的

本買収防衛策は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることをもって導入されるものです。

昨今、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付を行う動きが顕在化しつつあります。もとより、当社は、株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づいて行なわれるべきものと考えております。しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等からみて企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会による代替案提案のための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、技術者派遣企業として成長を継続し、ひいては企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくためには、「採用力の強化による優れた人材の確保」、「技術者育成支援システムの導入・実施」、「教育研修の充実による技術力・人間力の向上」を図り、お客様の量的・質のご要望にお応えするとともに、技術者とお客様の最適な組み合わせによる高付加価値サービス等の提供の維持が必要不可欠であります。これらが当社株式の大量買

付を行なう者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は著しく毀損されることになります。また、外部者である買付者からの大量買付の提案を受けた際には、上記の他、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果等を把握した上、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断する必要があります。また、別紙5「当社株式の保有状況の概要」(大株主及び所有者別分布)にありますように当社の創業者及びその関係会社以外には議決権5%を超える株主はおらず金融機関、個人・その他等幅広く分散しています。そのような状況の中で、上記のような不適切な買付により当社の企業価値・株主共同の利益が毀損される危険が否定できず、これを防止するために、現段階で一定の措置を講じておく必要があります。

以上の理由により、当社取締役会は、平成19年3月23日開催の定時株主総会の承認を条件に本プランを導入することを決定いたしました。

なお、平成18年12月31日現在における当社の大株主の状況は、別紙5「当社株式の保有状況の概要」のとおりです。また、現在当社は、買収の具体的脅威に晒されているわけではありません。

4. 本プランの内容

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されるものであります。

(1) 導入の目的

当社株式の大量取得行為に関する対応策(以下「本プラン」といいます。)は、当社株式に対する買付その他これに類似する行為またはその提案(以下総称して「買付」といいます。)が行なわれた際に、買付を行なう者またはその提案者(以下総称して「買付者」といいます。)に対し、遵守すべき手続きを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、取締役会ならびに独立委員会による買付者との交渉の機会を確保することにより、基本方針に照らし不適切な者によって、当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

(2) 本プランの発動及び不発動に係る手続き

① 対象となる買付

買付者により以下のいずれかに該当する買付(以下「買付対象」といいます。)がなされたときに、新株予約権の無償割当てをするか否かを検討します。

- ア. 当社が発行者である株券等¹について、保有者²の株券等の保有割合³が20%以上となる買付
- イ. 当社が発行者である株券等⁴について、公開買付⁵に係る株券等の株券等所有者割合⁶及び特別関係者⁷の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

¹ 証券取引法第27条の23第1項に定義されます。

² 証券取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。

³ 証券取引法第27条の23第4項に定義されます。

⁴ 証券取引法第27条の2第1項に定義されます。

⁵ 証券取引法第27条の2第6項に定義されます。

⁶ 証券取引法第27条の2第8項に定義されます。

⁷ 証券取引法第27条の2第7項に定義されます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。

ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付の開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除きます。

② 独立委員会の設置

当社取締役会の決議により、独立委員会を設置します。

当社取締役会は、独立委員会の客観性及び合理性を担保するため、当社の業務執行を行なう経営陣及び買付者からの独立性が高い社外監査役及び有識者を独立委員会の委員といたします。独立委員 4 名といたします。

③ 買付者に対する情報提供の要求

買付者に対し、当社取締役会が不要と判断した場合を除き、買付の実行に先立ち、当社取締役会に対して、買付者の買付内容の検討のために必要な別紙 1 に定める情報(以下「必要情報」といいます。)及び買付者が買付に際して、本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(以下「買付説明書」といいます。)を当社の定める様式により提出していただきます。当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかに独立委員会に提供するものとします。当社取締役会または独立委員会が買付説明書の内容について必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者に対し、適宜合理的な回答期限を定めた上、直接または間接に必要な情報を追加提出するよう求めることがあります。

④ 買付内容の検討、買付者との交渉

ア. 独立委員会は、買付者から買付説明書が提出された場合及び必要情報が追加提出された場合、取締役会に対しても、独立委員会が定める期間内に買付者の買付内容に対する意見及び根拠となる資料、代替案その他独立委員が適宜必要と認める情報、資料等を提示するよう要求いたします。

イ. 独立委員会による検討作業

独立委員会は、買付者から十分な必要情報が記載された買付説明書を受領した後、対価を円貨の現金のみとした買付の場合は 60 日間、その他の場合は 90 日間(ただし、独立委員会はこの期間を延長することができるものとします。以下「独立委員会検討期間」といいます。)、買付者の買付内容の検討、取締役会が提示する代替案の検討、買付者と取締役会の事業計画等に関する情報収集、比較検討等を行ないます。その上で、独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するという観点から買付内容を検討します。

なお、当社の企業価値・株主共同の利益の確保、向上という観点から買付内容を改善させるために、独立委員会は、必要に応じ、自らまたは取締役会を通じて買付者に対して協議、交渉等を求めた場合には、買付者は速やかにこれに応じなければならないものとします。

独立委員会の判断が企業価値・株主共同の利益の確保、向上に資するものとなるよう、独立委員会は当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます)の助言を得ることができるるものとします。

ウ. 情報の開示

独立委員会は、その判断の透明性を高めるため、買付者から提出された買付説明書の概要、買付者の買付内容に対する取締役会の意見、取締役会から提示された代替案の概要、検討期間の延長その他独立委員会が適切と判断する事項について、営業秘密等開示に不適切と独立委員会が判断した情報を除き、株主の皆様に対し速やかに情報開示を行ないます。

⑤ 独立委員会における判断方法

独立委員会は、買付者が現れた場合において、以下の手続きを行なうものとします。なお、独立委員会は、以下の手続きに従い行われる勧告の内容その他の事項(下記ウにより、独立委員会検討期間を延長する場合には、延長する期間及びその理由を含みます。)

について、決議後速やかに開示を行なうものとします。

ア. 独立委員会が本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者による買付が下記の(3)「新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てをすることが、相当と判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施することを勧告いたします。

ただし、独立委員会は一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、行使期間開始日（別紙2の「新株予約権の要項」2.(3)において定義されます。）の前日までの間、（無償割当ての効力発生時までは）本新株予約権の無償割当ての中止、または（無償割当ての効力発生時の後は）本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行なうことができるものとします。

(ア) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存在しなくなった場合

(イ) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、または該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することもしくは行使を認めることができる場合

イ. 独立委員会が本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者の買付内容の検討、買付者との交渉等の結果、買付者による買付が下記の(3)「新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しない、若しくは該当しなくなった、または該当しても新株予約権の無償割当てをすることが相当ではないと判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てをしないことを勧告いたします。

ウ. 独立委員会が本プランの発動の延長を行なう場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間の満了時までに、新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行なうに至らない場合には、独立委員会は、買付者の買付内容の検討、買付者との交渉等のために合理的に必要とされる範囲内で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行なうことができるものとします。

⑥ 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して新株予約権の無償割当ての実施または不実施の決議を行なうものとします。当社取締役会は、上記決議を行なった場合、速やかに当該決議の内容その他の事項について、情報開示を行います。

(3) 新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者による買付が以下のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てをすることが相当と認められる場合は、前記の(2)「本プランの発動及び不発動に係る手続き」に定める手続きにより、新株予約権の無償割当てを行ないます。

① 本プランに定める手続きを遵守しない買付である場合

② 以下に掲げる行為等、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく侵害するおそれのある買付である場合

ア. 株式を買占め、その株式につき当社に対して高値で買取りを要求する行為

イ. 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者の利益を実現する経営を行なうような行為

ウ. 当社の資産を買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

エ. 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価

の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為

- ホ. 強圧的二段階買付(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の買付を行なうことをいいます。)等、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付である場合
- カ. 買付に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を当社に与えることなく行なわれる買付である場合
- キ. 必要な情報その他買付内容を判断するために合理的に必要とされる情報を株主の皆様に対して十分に提供することなく行なわれる買付である場合
- ク. 買付の条件等(対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法の適法性、買付の実現可能性、買付後の経営方針または事業計画、買付後における当社のお客様、取引先、従業員、地域関係者等に対する対応方針等を含みます。)が当社の企業価値に鑑み著しく不十分または不適当な買付である場合

(4) 本新株予約権の概要

本プランが発動されることとなった場合、当社は(i)買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び(ii)当社が当該買付者等以外の者から当社株式1株と引き換えに新株予約権1個を取得する旨の取得条項が付された新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)をその時点の全ての株主様に対して無償割当ていたします。本新株予約権の詳細については、別紙2「新株予約権の要項」をご参照ください。

(5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成19年3月の株主総会の終結の時から、平成22年3月の株主総会の終結の時までの3年間といたします。

本プランの有効期間の満了前であっても、取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。また、本プランの有効期間中に定時株主総会で承認いただく本プランの基本的考え方方に反しない範囲内で、本プランの見直し等を行なうことがあります。当社は本プランが廃止または変更された場合には、その内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

5. 本プランの株主総会での承認

本プランは、本年3月23日開催の定時株主総会における株主様の承認の下に導入することとしております。

6. 本プランの合理性

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(1) 株主意思の反映

本プランは、本年3月23日開催の定時株主総会における株主様のご承認の下に導入することとしております。また、本プランの有効期間満了前であっても、当社取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。当社取締役の任期は1年とされていることから、取締役の選任議案を通じても、1年ごとに株主の皆様のご意思が反映されます。

(2) 独立性の高い社外監査役及び有識者の判断による判断と情報開示

当社の取締役会を監督する立場にある社外監査役及び有識者を含めた4名で独立委員会を構成することにより、当社の経営陣の恣意的判断を排し、その客観性、合理性を担保すると同時に独立委員会は当社の実情を把握し当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断できると考えております。

(3) 本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ、発動されないように設定されており、これらの客観的要件は本プランにおける当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないとされる場合と内容的に一致させております。これにより、当社の役員による恣意的な発動を防止いたします。

(4) 第三者専門家の意見の取得

独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができます。これにより、独立委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保されます。

(5) デッドハンド型やスロー・ハンド型の防衛策でないこと

上記 4.(5)「本プランの有効期間、廃止及び変更」にて記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けようとする者が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することができます。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスロー・ハンド型（取締役の交替を一度に行なうことができないため、その発動を阻止するのに時間がかかる買収防衛策）でもありません。

7. 株主の皆様への影響

(1) 本プランの導入時に株主の皆様に与える影響

本プランの導入時点においては、本新株予約権の無償割当ての発行は行なわれませんので、株主及び投資家の皆様の権利、利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

本プランの導入により、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行なううえでの前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様に与える影響

当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める一定の日における株主の皆様に対し、その保有する株式 1 株につき 1 個の割合で本新株予約権が無償にて割当てられます。株主の皆様は、無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続き等は不要です。

そして、当社が、当社取締役会の決定により、別紙 2 「新株予約権の要項」 2.(4)に定める新株予約権を行使することができない買付者(以下「行使制限買付者」といいます。)以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付する場合には、行使制限買付者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払い込みをせずに、当社株式を受領することとなり、保有する当社株式 1 株当たりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の希釈化は生じません。

ただし、仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、金銭の払込その他については、本新株予約権の行使に係る手続きを経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることになります。

なお、当社は、割当期日や本新株予約権の無償割当ての効力発生後においても、例えば、買付者等が買付等を撤回した等の事情により、本新株予約権の行使期間開始日の前日までに、本新株予約権の無償割当てを中止し、または、無償割当ての効力発生後において、本新株予約権を当社は無償にて取得することができます。この場合には、1 株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1 株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付等を行なった投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

また、本新株予約権の無償割当てを実施する場合、本新株予約権の無償割当てに係る基準日を公告し、当該基準日における株主の皆様に新株予約権が無償にて割り当てられますので、株主の皆様におかれましては、速やかに株主の名義書換手続きを行なっていただく必要があ

ります。(証券保管振替機構ご利用の株主様については、名義書換手続きは不要です。)

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続きに従い、当社取締役会が別途定める日をもって本新株予約権を取得し、これと引き換えに当社株式を株主の皆様に交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途ご自身が行使制限買付者でないこと等についての表明書面等を当社所定の書式によりご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当て方法、名義書換方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行なわれた後、株主の皆様に対して情報開示または通知をいたしますので、その内容をご確認ください。

以上

別紙1

必 要 情 報

1. 買付者及びそのグループ(共同保有者⁸、特別関係者及び組合員その他の構成員(ファンドの場合)を含みます。)の詳細(具体的な名称、資本構成、財務内容等を含みます。)
2. 買付の提案、目的、方法及び内容(買付の対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付の実現可能性等を含みます。)
3. 買付価格の算定根拠(算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報)
4. 買付資金の裏付け(買付資金の提供者(実質提供者含みます。)の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
5. 買付後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
6. 買付後の当社グループの企業価値を継続的かつ安定的に向上させるための施策及び当該施策が当社グループの企業価値を向上させることの根拠
7. 買付後における当社グループのお客様、取引先、従業員、地域関係者等への対応方針
8. 買付に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容
9. その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

以上

⁸ 証券取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。

別紙2

新株予約権の要項

1. 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

(1) 新株予約権の内容

下記2記載の内容を含む新株予約権(以下個別にまたは総称して「新株予約権」といいます。)の無償割当て決議(以下「新株予約権無償割当て決議」といいます。)において、当社取締役会が定める一定の日(以下「割当期日」といいます。)における当社の最終の発行済株式総数(ただし、同時点において当社の有する自己株式の数を控除します。)と同数の新株予約権を割り当てます。

(2) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その有する株式(ただし、同時点において当社の有する自己株式を除く。)1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を割り当てます。

(3) 新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定めます。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式の数(以下「対象株式数」といいます。)は、1株とします。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は「行使価額」(下記に定義)に対象株式数を乗じた価額とします。

行使価額とは、金1円以上で時価の50%相当額以下の範囲内において、新株予約権割当て決議において当社取締役会が決定する金額とします。「時価」は、新株予約権無償割当ての取締役会決議の前日から遡って90日間(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(3) 新株予約権の行使期間

新株予約権の無償割当ての効力発生日(ただし、当社取締役会がこれに代わる日を定めたときは当該日)を初日とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める期間とします。ただし、(7)項により当社が新株予約権を取得する場合、当該取得に係る新株予約権については当該取得日の前日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

(4) 新株予約権の行使の条件

① 以下のいずれかに該当する者は、取締役会が認めた者を除き新株予約権行使することはできません。

(i)特定大量保有者

(ii)特定大量保有者の共同保有者

(iii)特定大量買付者

(iv)特定大量買付者の特別関係者

(V)(i)ないし(iv)に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受または承継した者

(VI)(i)ないし(V)に該当する者の関連者

なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義されます。

- ア. 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等(証券取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じ。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。)で当該株券等に係る株券等保有割合(同法第27条の23第4項に定義される。)が20%以上である者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。)。
 - イ. 「共同保有者」とは、証券取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。)。
 - ウ. 「特定大量買付者」とは、公開買付(証券取引法第27条の2第6項に定義される。)によって当社が発行者である株券等(同法第27条の2第1項に定義される。)の買付等(同法第27条の2第1項に定義される。以下同じ。)を行なう旨の公告を行なった者で、当該買付等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして証券取引法施行令第7条第3項に定める場合を含む。)に係る株券等の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に定義される。以下同じ。)がその者の特別関係者の株券等所有割合とを合計して20%以上(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。)となる者をいいます。
 - エ. 「特別関係者」とは、証券取引法第27条の2第7項に定義される者をいいます。(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。)ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付の開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除く。
 - オ. ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義される。)をいいます。
- ② 上記①にかかわらず、以下のいずれかに該当する者は、特定大量保有者または特定大量買付者に該当しないものとします。
- ア. 当社、当社の子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。)または当社の関連会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第5項に定義される。)
 - イ. 当社を支配する意図がなく①(i)の特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者であって、かつ、①(i)特定大量保有者に該当しなくなつた者
 - ウ. 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、①(i)の特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者(ただし、その後自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。)
 - エ. その者が当社の株券等を取得し保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者(準拠法行使手続き・条件または(iv)に該当すると当社取締役会が認めた者についても、当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めることができ、また、一定の条件の下に当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る。)
- ③ 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させることに際し、(i)所定の手続きの履行若しくは(ii)所定の条件(一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。)の充足または(iii)その双方(以下「準拠法行使手続き・条件」と総称

する。)が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、準拠法行使手続き・条件が全て履行または充足されたと当社取締役会が認めた場合に限り新株予約権行使することができ、これが充足されたと当社取締役会が認めない場合には、新株予約権行使することができません。なお、当該管轄地域に所在する者に新株予約権行使させるに際し当社が履行または充足することが、必要とされる準拠法行使手続き・条件については、当社取締役会としてこれを履行または充足する義務は負いません。また、当該管轄地域に所在する者に新株予約権の行使をさせることができが当該管轄地域における法令上認められない場合(以下「準拠法行使禁止事由」という。)には、当該管轄地域に所在する者は、新株予約権行使することができません。

- ④ 上記③にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、(i)自らが米国 1933 年証券法ルール 501(a)に定義する適格投資家 (accredited investor) であることを表明し、保証し、かつ、(ii)その保有する新株予約権の行使の結果取得する当社普通株式の転売は東京証券取引所における普通取引(ただし、事前の取り決めに基づかず、かつ、事前の勧誘を行なわないものとする。)によってのみこれを行なうことを誓約した場合に限り、当該新株予約権行使することができます。当社はかかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該新株予約権行使するために当社が履行または充足することが必要とされる米国 1933 年証券法レギュレーション D 及び米国州法に係る準拠法行使手続き・条件を履行または充足するものとします。なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が(i)及び(ii)を充足しても米国証券法上、適法に新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、新株予約権行使することができません。
- ⑤ 新株予約権者は、当社に対し、自らが上記①(i)ないし(VI)のいずれにも該当せず、かつ、①(i)ないし(VI)に該当する者のために行使しようとしている者でないこと及び新株予約権の行使条件を充足していること等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を記載した書面ならびに法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、新株予約権行使することができるものとする。
- ⑥ 新株予約権を有する者が本④項の規定により、新株予約権行使することができない場合であっても、当社は、新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとします。
- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定します。
- (6) 新株予約権の譲渡制限
 - ① 新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。
 - ② 新株予約権を譲渡しようとする者が日本国外に所在する者であって、上記④③及び④の規定により、新株予約権行使することができない者 ((4)①の規定により新株予約権行使することができない者を除く。)であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して①の承認をするか否かを決定します。
 - ア. 当該管轄地域に所在する者による新株予約権の全部または一部の譲渡による取得に
関し、譲渡人及び譲受人が作成し署名または記名捺印した差入書(下記イ、エに関する
表明・保証条項、補償条項その他当社が定める記載事項を含む。)が提出されている
か否か
 - イ. 譲渡人及び譲受人が(4)①の(i)ないし(vi)のいずれにも該当しないことが明らかか否
か
 - ウ. 譲受人が当該管轄地域に所在しない者であり、かつ、当該管轄地域に所在する者の方
ために、授受しようとしている者でないことが、明らかか否か
 - エ. 譲受人が上記(4)①の規定により新株予約権行使することができない者のために、
譲受しようとしている者でないことが明らかか否か

(7) 当社による新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を別途取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、新株予約権の行使期間中において、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、上記(4)①の規定により新株予約権を行使することができない者以外の者が有する新株予約権のうち、当該取締役会の定める日の前日までに未行使の全てを取得し、これと引き換えに、新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。

また、かかる取得がなされた日より後に、上記(4)①の規定により新株予約権を行使することができない者以外の者が現れたと当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者が有している新株予約権のうち当該取締役会の定める日の前日までに未行使の新株予約権を全て取得し、これと引き換えに、新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。

(8) 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付及びその条件
新株予約権無償割当て決議において、当社取締役会が決定します。

(9) 新株予約権証書の発行

新株予約権については、新株予約権証券を発行しないものとします。

(10) 法令の改正等による修正

法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項または用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えまたは修正することができるものとします。

以上

別紙3

独立委員会規則の概要

1. 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
2. 独立委員会の委員は、4名とし当社の設定している独立要件を充足し、当社の業務執行を行なう経営陣から独立している当社社外監査役及び有識者を当社取締役会が選任する。
ここでいう有識者とは、当社と取引のない実績のある経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、大学教授またはこれに準ずる者で、別途当社取締役会が定める善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者とする。
3. 独立委員会委員の任期は、選任後3年内に終了する事業年度に係る定時株主総会の終結の時までとする。ただし当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。
また、当社社外監査役であった独立委員会委員が、監査役でなくなった場合には、再任される場合を除き、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
4. 独立委員会は、以下の各号に記載されている事項について決定し、その決定の内容に理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関として決議を行なう。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行なうことを要し、専ら自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としはならない。
 - (1) 本新株予約権の無償割当ての実施または不実施
 - (2) 本新株予約権の無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得
 - (3) その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項以上に定めることに加え独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行なうことができる。
 - (1) 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
 - (2) 独立委員会検討期間の延長の決定
 - (3) 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - (4) 買付者等の買付後の経営方針・事業計画等内容の精査・検討
 - (5) 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
 - (6) 本プランの修正または変更
 - (7) その他本プランにおいて独立委員会が行なうことができるものと定めた事項
 - (8) 当社取締役会が別途独立委員会が行なうことができるものと定めた事項
5. 独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書及び提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、自らまたは取締役会を通じて、買付者に対し、追加的に情報を提出するよう求めることができる。また独立委員会は買付者等から買付説明書及び本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案、その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができる。
6. 独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要があれば、自らまたは取締役会を通じて買付者等と協議・交渉等を行なうものとし、また当社取締役会の代替案の株主等に対する提示等を行なうものとする。
7. 独立委員会は、必要な情報収集を行なうため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。

8. 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(弁護士、公認会計士、ファイナンシャル・アドバイザー、コンサルタントその他の専門家を含む。)の助言を得ること等ができる。
9. 独立委員会委員は、買付等がなされた場合、その他いつでも独立委員会を招集することができる。
10. 独立委員会の決議は、独立委員会の委員のうち4分の3以上が出席し、その過半数をもってこれを行なう。

以上

別紙 4

定款変更案

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
新 設	<p><u>第 18 条（買収防衛策導入の決定機関）</u> <u>会社法施行規則第 127 条第 2 号ロに定める取組</u> <u>みとして、当会社の株主の在り方に関する基本</u> <u>方針に照らして不適切な者による買収が開始さ</u> <u>れる前に導入する、株式または新株予約権の無</u> <u>償割当てを用いた買収防衛策導入の決定は株主</u> <u>総会の決議による。</u></p>

以上

別紙 5

当社株式の保有状況の概要
(大株主の状況)

平成 18 年 12 月 31 日現在の当社の大株主の状況は、以下のとおりであります。

順位	株 主 名	当社への出資状況	
		持株数	議決権比率
1	松井 利夫	1,489,513	13.54%
2	有限会社松井経営研究所	1,088,521	9.89%
3	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	471,000	4.28%
4	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	311,900	2.83%
5	アルプラス技研従業員持株会	273,778	2.48%
6	株式会社横浜銀行	229,958	2.09%
7	野村證券株式会社	184,500	1.67%
8	株式会社東邦銀行	176,968	1.60%
9	株式会社八十二銀行	173,823	1.58%
10	ノーザントラストカンパニー (エイブイエフシー) サブアカウントブリティッシュクライアント	156,300	1.42%

(注) 1.上記の他、自己株式を 135,521 株所有しております。

(注) 2.発行済株式総数は、11,204,389 株であります。

(注) 3.上記の第 1 位、第 2 位は、当社の創業者及びその関係会社であります。

(注) 4.平成 18 年 12 月 31 日現在の所有者別分布は、下記のとおりであります。

区 分	株主数(名)	持株数 (株)	議決権比率(%)
政府・地方公共団体	0	0	—
金融機関	43	2,368,988	21.54
証券会社	30	295,710	2.68
その他の法人	51	1,297,049	11.78
外国法人等	34	325,468	2.95
個人・その他	5,800	6,781,653	61.05
自己名義株式	1	135,521	—
合 計	5,959	11,204,389	100

以上